

通所型サービスA 龍ヶ岡 利用料金表

(指定第1号事業者による基準緩和型通所サービスA7)
(令和7.5.1改正)

1単位は10.45円

(1) 介護保険法により必ずお支払い頂くもの

①介護度別サービス費（介護報酬の1割～3割負担）

（総単位数×10.45×1～3割）（1日あたり利用料金）

介護度 △ 介護度	ご利用回 数	利用形態	サービス費 (上段送迎あり) (下段送迎なし)	合計 単位	利用料金 1割	利用料金 2割	利用料金 3割
支援1	週1回 5週ある月 は5回まで	回数	410単位/回	410単位	¥429	¥857	¥1,286
			316単位/回	316単位	¥331	¥661	¥991
支援2	週2回 5週ある月 は10回ま で	回数	420単位/回	420単位	¥439	¥878	¥1,317
			326単位/回	326単位	¥341	¥682	¥1,022

②介護保険法によりお客様の状態に応じて実施した場合にお支払いいただく費用

※利用者の状況に応じていただく介護報酬

サービス項目	1日あたり単位数	
1.事業所が送迎を行わない場合	-47	片道につき

※ 事業実施区域内・・・龍ヶ崎市内及び当事業所より10キロメートル以内の隣接市町村

（牛久市、つくば市、取手市、稲敷市、利根町、河内町、）とする。

※ ご利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。認定後は自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

通所介護事業龍ヶ岡利用料金表

(2) 介護保険給付の対象とならないサービスで実費でお支払いいただくもの

サービス項目	ご利用料金
昼食代	ご利用者様に提供する食事にかかる費用 昼食代620円（おやつ代を含む） 夕食代（520円）
取消料	利用当日にご利用者様の都合で取消しする場合（ただし午前8時30分までに連絡した場合はこの限りではありません） 食事代相当額620円
教養娯楽費	ご利用者様のご希望で実施するレクリエーションやクラブ活動の材料費等の費用です。 (外出行事の入場料、入園料等は実費となります。)
通常時間外送迎料金	通常の送迎時間外に送迎する場合の料金です。 ・ご利用者様の身体状況等により個別送迎が必要な場合 ・体調不良等で、通常の送迎時間外に個別送迎した場合 2,000円/回
時間外サービス	サービス提供時間(10:00～16:00)を越えるサービスを実施した場合に時間帯に応じ料金をいただきます。 早朝 ・8:30～9:00 (1,000円) 夕方 ・17:00～17:30 (1,000円) ・17:30～19:00 (2,000円) 上記時間を越えるサービスについては要相談とします。
おむつ	おむつをご使用の方は、必要分を持参いただきます。 (不足した場合は、施設のものを提供します。)
医療用品	*処置を受けている場合または処置が必要な場合は交換に必要な医療用品一式を用意してください。
日常生活品の購入	通常サービスに要する費用は無料ですが、ご利用者様のご要望により購入した場合 要した費用の実費
デジタル請求書未登録	請求書・領収書をデジタルではなく、郵送または手渡しで受け取る場合 毎月 500円
その他必要に応じ行う介護保険適用外	ご利用者様と施設、双方で協議の上、決めさせていただきます。

※ 経済状況等の変化によりやむを得ず相当な額に変更することがあります。その場合には事前にご説明いたします。